

《食費と居住費（滞在費）の利用者負担について》

● 食費・居住費（滞在費）の負担限度額 （単位：円／日）

利用者負担段階		居住費（滞在費）の負担限度額			食費の負担限度額
		ユニット型個室 （みせんの里）	従来型個室 （いなさ園）	多床室 （いなさ園）	
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方、又は生活保護を受給されている方	820	320	0	300
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円以下の方	820	420	320	390
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円を越える方	1,640	820	320	650
第4段階	住民税世帯課税の方	1,970	1,150	320	1,380

● 対象となるサービス

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

● 負担限度額の認定申請

- ・ 居住費（滞在費）・食費の負担軽減を受けるためには、「介護保険負担限度額認定証」が必要となります。
- ・ 市へ認定申請を行ってください。交付された認定証は必ず利用する施設に提示してください。
- ・ なお、利用者負担段階の判定にあたっては、世帯の住民税の申告情報が参照されます。